

令和2年度「Sport in Life 推進プロジェクト（スポーツ実施を阻害する課題解決のための実証実験）」

質問及び回答

2020年7月10日

番号	質問	回答
1	同一の団体が複数の事業に提案することは可能か。	同一の団体が複数の事業に提案することは可能です。
2	提案書の代表団体はコンソーシアムに加盟している事を要件としているが、いつまでに代表団体がコンソーシアムに加盟していればよいのか。	提案書受付時にコンソーシアム加盟の有無を確認しますので、遅くとも提案書提出時までには加盟申請書を提出してください。ただし、締め切りぎりぎりに申請書を提出頂いた場合、申請書の内容に不備があると、公募審査までに加盟承認が間に合わない可能性がありますので、早めにご申請いただければと思います。
3	企画提案書書式の「1. 実証実験の実施内容」>「(1) 事業の目的」>「2) 事業の狙い」>「◆本実証実験のターゲット」について、「本実証実験のターゲット（①～③の実施対象の中でも特にどの層を対象とするか）について、できるだけ具体的に記載して下さい。」とあるが、どの程度まで具体的なターゲット設定が求められるのか。	ターゲットを具体化していただくこと自体が目的ではなく、ターゲットを具体化することによって、スポーツ実施を妨げている要因やスポーツ実施につなげるための誘因を具体化し、その要因の解決ができるような事業を提案していただくことが目的です。事業の狙い（どのようなスポーツ実施の阻害要因を解決しようとしているのか）が明確化できるようにターゲットが設定していただければ、ターゲットの具体化の程度については、指定はありません。
4	公募要領の「(参考) 留意事項」>「1) 契約締結に関する留意事項」について、「代表団体からプロジェクトチーム構成団体へ本事業の一部を再委託（事業の企画・運営自体の委託）することは認められないが、労働・役務の提供（代表団体による事業の企画・運営するプロジェクトにおける一部業務の遂行）に関する請負契約を締結することは可能とする」とあるが、「一部業務」に関して経費割合の上限の設定はあるか。	経費割合の上限設定は設けておりません。

番号	質問	回答
5	<p>公募要領の「9. 契約の締結」に「情報セキュリティ対策の観点から、契約予定者には、情報管理にかかる基本方針の明確化、具体的なセキュリティ管理策の実施、個人情報保護対策、腐敗防止に関する法令遵守態勢の整備や、対応状況に関する報告書類の提出（パートナー登録カード、情報管理体制等確認書など）を求める。情報セキュリティ対策が十分でない場合には、契約締結を行わない場合がある。」とあるが、どのようなレベル感やボリュームのものを想定しているか。</p>	<p>情報セキュリティ対策として例えば以下のような対策をお願いできればと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○情報管理にかかる基本方針の明確化：情報管理の実施、情報管理に関する体制や問題発生時の対応が定められたポリシーの規定 ○具体的なセキュリティ管理策の実施：機密情報を含む文書・媒体の管理ルールの規定化（機密情報の管理責任者への無断での持ち出しの禁止、記憶媒体の暗号化、廃棄の際の適切な処理など）、機器管理のルール化（機器の持出・持込、廃棄の適正な管理、ファイル交換ソフトの利用禁止、個人所有機器での機密情報の取り扱い禁止など）、コンピューターウィルス対策のルール化 ○個人情報保護対策：プライバシーマークの取得もしくはそれに相当するような個人情報保護対策の実施 ○腐敗防止に関する法令遵守態勢の整備：不正な利益供与を禁止する法令等の遵守態勢のルール化
6	<p>「1) スポーツ実施を阻害する課題解決のための実証実験」について、これまで取引のあった企業等に対してDVDを作成して配布するような事業は要件を満たすのか。</p>	<p>公募要領に記載されている事業の趣旨や下記のような要件を満たす内容でご提案ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実証実験事業終了後も、持続的な取組が可能であること（実証実験の成果を踏まえて、次年度以降も自立的な運営が期待できる内容であること）。 ・ 特定の対象にのみ効果が及ぶものではなく、他の地域、他の属性などにも広く展開が可能であること。 ・ 既に実施されている取組をベースに実施する場合は新規性のある内容を盛り込むこと。
7	<p>委託期間が、契約締結日～令和3年2月19日となっているが、委託期間終了後も事業を継続することは可能か。委託期間終了時に、事業も終了する必要があるのか。</p>	<p>本委託事業は令和3年2月19日までに完了していただく必要があります。ただし、Sport in Life コンソーシアム加盟団体としての活動は、委託期間に限らず継続していただければと思います。</p>

番号	質問	回答
8	<p>本実証実験の遂行にあたり、新型コロナウイルス感染症に起因して、予定していた運動施設が利用できない、調査のための実証実験ができないという場合はどうなるか。</p> <p>事業期間の延長や中止という可能性はあるのか。</p> <p>事業半ばで中止となった場合、その時点までの検証としなるのか。また中止に至るまでの事業費は精算できるのか。</p>	<p>本委託事業の提案に当たっては、新型コロナウイルス感染拡大予防の各ガイドライン等に基づき、感染防止及びに発生時対応を考慮した事業計画を作成してください。</p> <p>(提案された事業の実現可能性については、審査基準の中の評価項目の一つとしております)。</p> <p>委託契約後、貴団体の責によることなく、予定していた事業の遂行が難しい場合は、委託契約書（スポーツ庁事務処理要領、Sport in Life プロジェクト委託要項）に基づき事業計画の変更、事業の中止（廃止）等の手続きをしていただくことになります。</p> <p>また、委託事業期間の延長はできません。</p>
9	自社内の従業員やその家族に対する取り組みについても公募対象に含まれるか。	自社内の従業員やその家族に対する取り組みについても公募対象に含まれます。
10	<p>公募要領の（参考）留意事項 3) 委託対象となる経費に関する留意事項に「受託者の利益になるような計上は認められない」とあるが、下記のような場合は該当するのか。</p> <p>1.他の企業が主体となり共同で応募し、弊社に事業の一部を委託した場合に、委託費に人件費や企画費を計上すること</p> <p>2.弊社が主体となり応募し、人件費や企画費を計上すること</p> <p>3.弊社が主体となり応募し、利益目的の事業にかかる経費のうち備品購入に係る費用や、他の企業に事業の一部を委託する費用を計上すること</p>	<p>代表団体が本委託事業に要した人件費を計上することは可能です。</p> <p>構成団体への委託についても基本的には同じ考え方ですが、（参考）留意事項 1) 契約締結に関する留意事項に示している通り、「代表団体からプロジェクトチーム構成団体へ本事業の一部を再委託（事業の企画・運営自体の委託）することは認められないが、労働・役務の提供（代表団体による事業の企画・運営するプロジェクトにおける一部業務の遂行）に関する請負契約を締結することは可能」です。</p> <p>また、本事業を利益目的で実施することはできません。本事業の外で実施する利益目的の事業にかかる経費を計上することもできません。</p> <p>なお、計上可能な経費と計上に必要な証憑類については、企画提案書の別紙「経費計上の留意事項等」をご参照ください。</p>

番号	質問	回答
11	<p>『※事業の実施に当たっては、コンソーシアム加盟団体を中心とした複数の団体から成るプロジェクトチームを構成していくだけます。』とあるが、貴局でマッチングしていただけるのか。加盟団体が計画する事業に適した団体に声を掛け合い、プロジェクトチームを構成していくということか。</p>	<p>加盟団体が計画する事業に適した団体と声を掛け合い、プロジェクトチームを組成してご提案ください。なお、本事業の応募資格は下記の通りです。公募要領中に示しておりますので、そちらもご参照ください。</p> <p>「Sport in Life コンソーシアムに加盟する都道府県、市町村又は 法人格を有する団体が代表団体となり、複数の団体から成るプロジェクトチームを構成すること。なお、プロジェクトチームの構成団体についても Sport in Life コンソーシアムに加盟していることが望ましい。」</p>
12	<p>自治体が代表団体となる場合、予算の流用が必要となり、流用の可否が判明する時期や金額が8月末～9月になる見通しだが、以下のようなことは可能か。</p> <p>Q1：採択された場合、流用金額に応じて提案した項目の中で事業規模縮小等を行い、その内容で契約を締結することは可能か。</p> <p>Q2：採択され、自治体の予算流用が不可となった場合、実証実験参加ができなくなるため、構成団体の口座を委任という形ですることは可能か。</p> <p>Q3：採択され、自治体の予算流用が不可となった場合、契約締結に係る条件調整の中で、代表団体と事業の企画・運営自体を構成団体に入れ替えることは可能か。</p>	<p>Q1：公募要領に示しているように、契約予定者と企画提案書等を基に契約条件を調整することになりますが、採択された事業内容が大きく変更される場合には、契約を締結することができない可能性があります。委託契約締結後に、事業規模を縮小する場合は、委託契約書（スポーツ庁事務処理要領、Sport in Life プロジェクト委託要項）に基づき事業計画の変更、事業の中止（廃止）等の手続きをしていただることになります。</p> <p>Q2：代表団体である自治体と委託契約を締結することになりますので、構成団体の口座に委任することはできません。なお、自治体による費用負担がない場合でも、実証実験への参加が制限されることはありません。</p> <p>Q3：代表団体も審査の対象となるので、代表団体の変更はできません。</p>
13	<p>弊社は昨年12月に設立をし、まだ1回目の決算を迎えていない。公募要領の必要書類の中に「財務諸表」とあるが、設立間もなく財務諸表が無い場合、どのように資料を揃えればよいのか。</p>	<p>審査基準に示しているように、「代表団体が契約主体として適切な財政基盤、経理能力を有していること。」が評価項目となっておりますので、その点が確認できるような資料を添付してください。</p>

番号	質問	回答
14	自治体から補助金の交付を受けて運営されているスポーツ関連団体が代表団体になる場合、職員の人事費を経費として計上することは可能か。（補助金の対象経費には職員人事費や福利厚生費が含まれる。）	自治体からの補助金で雇用されている職員の人事費を経費として計上することはできません。ただし、本事業のために雇用したスタッフについて、本事業のために従事した分の人事費を計上することは可能です。
15	<p>①コンソーシアム加盟の団体相互の情報交換は行う予定か。</p> <p>②10 の企画を採択する予定とのことだが、相互の企画の相乗効果をどの程度考慮されているか。</p> <p>③企画相互の相乗効果を期待される場合、全国レベル、地域レベル、種目、年齢、性別、などのセクション分けなどどのように考えているか。</p>	<p>①コンソーシアム加盟団体間が交流できるようなイベントについては検討中です。</p> <p>②公募要領にも示している通り、本事業はスポーツ参加人口の拡大に向けた取組モデルとなるような先進事例を形成することを目的としております。従って、各提案の新規性や取組効果を評価項目としており、他の提案との相乗効果が見込まれるかという観点は評価項目に含んでおりません。（詳細は審査基準をご参照ください。）</p> <p>③上記の通り、審査基準に示した評価項目で評価を行います。ただし、多様な取組モデルを創出するという観点から、地域性や対象者の年齢性別などが特定のセグメントに集中しないように配慮する可能性はあります。</p>
16	<p>応募資格「Sport in Life コンソーシアムに加盟する都道府県、市町村又は法人格を有する団体が代表団体となり、複数の団体から成るプロジェクトチームを構成すること。なお、プロジェクトチームの構成団体についても Sport in Life コンソーシアムに加盟していることが望ましい。」について、</p> <p>①上記内容は1企業だけでは申請できず、「Sport in Life コンソーシアムに加盟する団体」のいくつかでプロジェクトチームをつくることが必須、という解釈でよいか</p> <p>②「Sport in Life コンソーシアムに加盟する団体」でプロジェクトチームをつくる場合は弊社から各団体・企業へ直接連絡をしていけばよいか</p>	<p>①1企業だけでは申請はできません。複数の団体から成るプロジェクトチームを構成してご提案ください。なお、構成団体については Sport in Life コンソーシアム加盟団体であることが必須ではありませんが、より多くの Sport in Life コンソーシアム加盟団体が構成団体に含まれていると高い評価となります。（詳細は審査基準をご参照ください。）</p> <p>②貴社から直接連絡して、プロジェクトチームを組成してご提案ください。</p>

番号	質問	回答
17	<p>①人口規模は評価要素になるか。</p> <p>②HP 等の広告費を計上可能か。(集客用の WEB サイトと広告費を計上可能か)。</p> <p>③法人設立費を計上可能か。</p>	<p>①令和 2 年度「Sport in Life 推進プロジェクト（スポーツ実施を阻害する課題解決のための実証実験）」審査基準に示している通り、評価項目は以下の通りです。ターゲットとそのスポーツ実施の阻害要因が適切に絞り込まれた上で、その事業の横展開により一定の効果が期待できることが評価されることとなりますので、ターゲットの人口規模自体が評価されることはありません。</p> <p>「(1) 事業のターゲットとターゲットのスポーツ実施を妨げている要因が適切に分析され、事業の狙いが明確になっていること。(2) ターゲットの人口規模やスポーツ実施の現状が適切に分析され、本事業の成果が横展開されることによって、一定の効果が期待できること。」</p> <p>②本委託事業に係る集客等を目的とした WEB サイトの作成と運営にかかる費用（参加申込受付ページなど）やチラシ作成等の費用を計上することは可能です。 ただし、団体自身の HP など委託事業終了後も継続して使用するような WEB サイトの構築費用を計上することはできません。</p> <p>③法人設立費を計上可能か。</p> <p>法人設立費を計上することはできません。</p> <p>計上可能な経費については、企画提案書の別紙「経費計上の留意事項等」をご参照ください。</p>

番号	質問	回答
18	法人ではない場合、応募は可能か。	<p>公募要領の応募資格に示しているように、代表団体は、Sport in Life コンソーシアムに加盟する都道府県、市町村又は法人格を有する団体である必要があります。上記以外の団体でも構成団体として応募することは可能です。</p> <p>なお、本事業の応募資格は下記の通りです。公募要領中に示しておりますので、そちらもご参照ください。</p> <p>「Sport in Life コンソーシアムに加盟する都道府県、市町村又は法人格を有する団体が代表団体となり、複数の団体から成るプロジェクトチームを構成すること。なお、プロジェクトチームの構成団体についても Sport in Life コンソーシアムに加盟していることが望ましい。」</p>
19	スマホアプリの機能を開発するための人件費は計上可能か。	<p>本委託事業の遂行に必要な人員に係る人件費の計上は可能です。</p> <p>ただし、スマホアプリの機能開発といった国の資金を供与して行う全ての委託研究開発、請負によるソフトウェア開発に係る「知的財産権」等については原則として国に帰属することとなり、その扱いについては、スポーツ庁委託事業事務処理要領等に基づき、契約時に事務局及びスポーツ庁と協議することになります。</p> <p>なお、スマホアプリの機能開発を構成団体等に委託する場合は雑役務費として計上してください。</p>

番号	質問	回答
20	<p>①プロジェクトチームの要件について、公募要領、P7 留意事項に「代表団体からプロジェクトチーム構成団体へ本事業の一部を再委託（事業の企画・運営自体の委託）することは認められないが、労働・役務の提供（代表団体による事業の企画・運営するプロジェクトにおける一部業務の遂行）に関する請負契約を締結することは可能とする。」とあるが、請負契約以外にプロジェクトチーム連携の要件はあるか。（例えば JV を立ち上げる必要などがあるかどうか等）</p> <p>②事業の内容について、事業内容として、一般人に参加いただくスポーツイベントを実施した際、参加費用を徴収することは可能か。</p>	<p>①プロジェクトチームの間で共同事業体の連携協定締結等は特段必要ありません ②本事業を利益目的で実施することはできませんので、徴収した参加費は全て委託事業の実施のための費用に充ててください。</p>
21	自治体が代表団体となる場合、公募要領 p5 に記載のある「②申請団体の概要」と「③最新の財務諸表等の資料」は、どのような書類の提出を想定しているか。	自治体が代表団体となる場合は、申請団体の概要、及び最新の財務諸表等の資料の提出は不要です。
22	<p>Sport in Life プロジェクトでは、下記 2 点の事業を公募されているが、どちらの対象ともなりうる事業案の場合、各々の事業にそった適切な文脈とした上で、両方の事業に対して提案し、両方もしくはどちらかが採択となる可能性はあるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ターゲット横断的なスポーツ実施者の増加方策事業 ・スポーツ実施を阻害する課題解決のための実証実験 	それぞれの事業に沿った提案であれば、両事業に提案していただくことは可能です。 ただし、同種の事業の場合、両方とも採択となる可能性はありません。
23	<p>①代表団体が別の申請において構成団体になることが可能か。可能だとした場合、どちらかの申請に影響があるのか。</p> <p>②1 団体が両委託事業に申請可能か</p>	<p>①代表団体が別の申請において構成団体となることは可能です。また、そのことが別の申請に影響を与えることはありません。</p> <p>②同一の団体が複数の事業に提案することは可能です。</p>

番号	質問	回答
24	<p>9月頃サービス開始で企画しており、システム構築が入るものであるため、公募の採択にかかわらず先んじてシステム構築については進めたい。事業の開始は契約締結後に開始するが、それに伴う準備については先んじて進めることは問題ないか。公募の契約締結が9月上旬になっているが、具体的にいつごろ契約締結になりそうか。</p>	<p>委託費に拠らない準備について先行して着手していただくことは問題ありません(契約締結前に発生した費用を本事業の経費として計上することはできません)。公募要領の8.スケジュールでは契約締結を9月上旬(予定)としていますが、9.契約締結に示しているように、選定結果に基づいて、「契約予定者と企画提案書等を基に、契約条件を調整すること」となっておりますので、その調整状況次第では契約締結のタイミングがずれこむことがあります。</p>
25	<p>企画提案書の様式について、「2 企画提案書の様式(WORD)」のうち、どこまでが「指定」の様式を使用する必要があるのか。様式のうち、「3 実施スケジュール」については「書式は任意です」との記載があるが、それ以外の記載が無い頁につきましては、「自由(任意)」の様式を使用してはいけないという認識でよいか。</p>	<p>特に記載がない場合は所定の様式を使用してください。</p>
26	<p>①一般社団法人が代表団体となる場合、当該団体(理事を中心となって)が代表団体として企画運営を行うが、当該団体から給与を受け取っていない場合、人件費の積算根拠はどのように示せばよいか。</p> <p>②一般管理の積算根拠に関する根拠資料の具体例はどのようなものか。</p> <p>③人件費の根拠資料の具体例はどのようなものか。</p>	<p>①本事業における人件費の単価については、受託者において定められている月給、日給、時間給の基準を踏まえ適切に定めるものとしますが、これにより難い場合は、受託事業の遂行に支障を来さない限度において事業計画書の予算の範囲内で、業務内容等を勘案し、別に月給、日給、時間給を定めて支給することができます(スポーツ庁委託事業事務処理要領の第8条(2))。</p> <p>②例えば損益計算書などを用いて、一般管理費の割合を算出してください。</p> <p>③例えば給与規定、業務受託基準表、雇用契約書等をお示しください。</p> <p>なお、根拠資料等については企画提案書式の別紙3「経費上の留意事項等」をご参照ください。</p>

番号	質問	回答
27	<p>審査基準の「できるだけ多くの Sport in Life コンソーシアム 加盟団体から PT（プロジェクトチーム）が構成されていること（代表団体の Sport in Life コンソーシアム加盟は必須）」について、Sport in Life コンソーシアムに加盟している団体が多いほど評価が高くなるという意味か。代表団体が加盟していれば、協力団体が多いほど評価が高くなるという意味か。</p>	<p>構成団体に Sport in Life コンソーシアムに加盟している団体が多いほど評価が高くなります。</p>